

質 問 票 に 対 す る 回 答 票

令和6年3月14日

開札予定日時	令和6年3月27日（木） 10時10分
調達件名	国庫補助事業 新発寒わらびこ線橋ほか4橋跨線橋点検調査業務
質 問 内 容	<p>1、設計技術者単価及び労務単価の確認 令和6年度単価を使用しての積算で問題ないですか</p> <p>2、夜間作業時間の賃金について 基本的な考え方について明示していただけないでしょうか。</p> <p>【札幌市の設計業務等積算基準のP3で、2-7技術者基準日額時間外手当の算出(青本による)】との記載があります。【青本=令和5年度版 設計業務等標準積算基準 設計業務等標準積算基準(参考資料) 監修 国土交通省大臣官房技術調査課 発行一般財団法人 経済調査会】青本を準拠した場合(ページ 参1-2-10)どの数式で算出すべきですか。</p> <p>①、夜間作業時間帯【業務説明書P6、9、その他の中の(概ね午前1時から午前5時)とあります、この4時間を夜間作業時間帯として考える。</p> <p>②、この時の時間外手当の算出式は同ページの(1)の2) 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合・・・(今回は深夜を4時間として算出)としてよろしいですか</p> <p>作業時間帯が明示されていないので、夜間作業の日額が算出できないと思います。又は、深夜4時間のみの作業として、次のように日額を算出するのでしょうか</p> <p>深夜4時間作業の技術者日額=技術者基準日額×割増対象賃金比×1/8×割増係数(1.25+0.25=1.5)×作業時間</p> <p>3、今回告示された業務設計書について 第6号内訳書及び2次単価表の17号から22号までと、24号から27号までが添付されていません。明示していただけないでしょうか。修正前の内容と変更ないと言うことでしょうか。この場合は変更前の数量で積算して問題ないですか。</p> <p>以上、ご質問させていただきます。ご教授のほどよろしくお願いいたします。</p>

令和6年3月15日

回 答 内 容	<p>1. 令和6年度単価を使用しております。(令和6年3月から適用となる単価を使用)</p> <p>2. 令和5年度版 設計業務等標準積算基準 設計業務等標準積算基準(参考資料) 監修 国土交通省大臣官房技術調査課 発行一般財団法人 経済調査会に準拠して算出しております。</p> <p>作業時間帯が概ね午前1時から午前5時のため、時間外と深夜の対象としております。</p> <p>そのため、時間外と深夜が対象となっている技術者単価(日額)を算出し、必要な人工を計上しております。</p> <p>3. 2次単価表のうち、標準工種については明示しておりません。</p> <p>また、令和6年3月6日札幌市告示第955号にて告示をしたものが入札中止となったため、今回告示した業務については、新たに積算してください。</p>
------------------	--